

狹山市道路施設等包括の民間管理委託

要求水準書（案）

令和 6 年 5 月

狹山市都市建設部道路維持課

目次

第1章	総則	1
1	要求水準書の位置付け	1
2	要求水準の達成	1
3	要求水準書の見直し	1
4	要求水準を満たさない場合の措置	2
5	その他	2
第2章	要求水準	4
1	業務全体の要求水準	4
2	実施体制	4
3	業務範囲	9
4	業務内容	13

第 1 章 総 則

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、「狭山市道路施設等包括的民間管理委託（以下「本業務」という。）」に関する各種業務について、狭山市（以下「市」という。）が本業務を受注する民間業務者（以下「受注者」という。）に要求する業務の水準及び特記事項を示すものである。

本業務においては、受注者の持つ創意工夫及びノウハウの活用を期待し、性能発注の考え方を導入している。受注者は、委託対象区域で実施する各業務が本要求水準書に定められた所要の水準を維持し、利用者が安心、安全に施設の利用ができるように、適切な維持管理を行わなければならない。

なお、本要求水準書は、現時点において市が考えている基本的な水準を示すものであり、受注者が創意工夫によって要求水準を上回る提案を行うことを妨げるものではない。

2 要求水準の達成

受注者は、本要求水準書に定める要求水準を達成するよう、業務を遂行しなければならない。そのうえで、受注者は、従来市が実施していた作業で得られる結果と同等以上の施設の状態を保たなければならない。

3 要求水準書の見直し

契約期間中に当初想定し得なかった課題が生じた際、本要求水準書の内容を見直すことで改善できる事項がある場合は、委託実施の途中段階であっても本要求水準書を見直すこともある。

なお、見直しにあたっては、市と受注者で協議のうえ、その内容を定めるものとする。

本業務は、市と受注者の合意があった場合、次のとおり契約期間内に要求水準を見直すことができるものとする。見直し回数は原則として年 1 回とする。

（1）要求水準の見直し

市は、受注者との協議のうえ、業務期間中に要求水準の見直しを行うことがある。要求水準の見直しは、次の場合に行う。

- ア 法令や各種指針、基準等が改正され、要求水準の変更が必要となった場合
- イ 市の事由により業務内容の変更が必要な場合
- ウ その他、市長が業務内容の変更が特に必要と認める場合

（2）要求水準の変更に伴う契約内容の見直し

市と受注者は、要求水準の変更に伴い、契約内容を見直すことができる。

(3) 要求水準書の内容に疑義が生じた場合の対応

要求水準について、市と受注者の間に判断の相違がある際は、市が従来管理していた実績やその他の路線の状況を参考基準として協議を行う。

4 要求水準を満たさない場合の措置

市は、受注者の実施する維持管理業務の水準が、本要求水準書に定める水準を満たすことができないと判断した場合は、現在作成中の「モニタリング手順書」に基づき、業務内容の速やかな改善を指示する。その場合、受注者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

5 その他

(1) 本業務に係る疑義が生じた場合の措置

次の書類の解釈に疑義が生じた場合は、市と受注者は本業務の業務目的の遂行を前提とし、誠意を持って協議のうえで解決を図るものとする。

ア 市が公募手続きにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書

イ 受注者が応募手続きにおいて提出した業務計画等の提案資料

ウ 市と受注者との間で締結された業務契約等

(2) 管轄裁判所の指定

契約に係る紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(3) 本業務の継続が困難となった場合の措置

ア 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

市は、「モニタリング手順書」に基づく手続きを繰り返しても、本業務の継続が困難と認められる場合、市は契約解除を行うことができる。また、この場合において、契約を終了したことを公表することができるものとする。

イ その他の事由により委託の継続が困難となった場合契約書の定めに基づき対応を協議する。

(4) リスク分担

市と受注者の責任分担を明確化するため、本業務において想定されるリスクの責任分担は、現在作成中の「リスク分担表」に示す。

(5) モニタリングの実施

市及び受注者自らが実施する業績監視を「モニタリング手順書」に示す。

(6) 提出書類等

市に提出する書類等は、市担当者が指示する日までに必ず提出するものとし、内容に変更等が生じた場合は、早急に市と協議し承諾を得ること。なお、手続きが必要な場合は、速やかに行うこと。

(7) その他

本要求水準書に定めのない事項及び本要求水準書の内容に疑義を生じた事項については、必要に応じて市と受注者が協議して定めるものとする。

第 2 章 要求水準

1 業務全体の要求水準

(1) 基本方針

本業務における総価契約及び単価契約の業務実施の基本方針は、次のとおりとする。

ア 安心・安全の確保

利用者が安心・安全に利用できるよう適切な維持管理に努める。

イ 質の高いサービス水準の確保

市の美しい環境を維持するため、質の高い市民サービスを提供する。

ウ 持続可能性の確保

維持管理コストを最適化し、中長期的に持続可能な管理を行う。

(2) 現行管理業務の管理基準

受注者は要求水準書の内容に従い、現行（市が仕様書により業務を委託）と同等以上の安全性を得られるよう管理を行う。

2 実施体制

(1) 配置予定の技術者

受注者は、本業務を実施するにあたり、「業務総括責任者」及び「副業務総括責任者」を配置する。

ア 「業務総括責任者」は、構成企業等から 1 名選出し、発注者に対して書面により届け出なければならない。

1) 「業務総括責任者」は、常駐し業務のモニタリングを行い、第三者的立場で各業務の指導、監督及び教育を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努める。

2) 「業務総括責任者」は、契約書、要求水準書、業務仕様書、完成図書その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、現場状況の把握、発注者と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。

3) 「業務総括責任者」は、道路施設等の管理状況を的確に把握し、対処できる体制を確保する。

4) 受注者は、「業務総括責任者」に事故があるときは、速やかに代理者を選任し、発注者に対して書面により届け出るものとする。

5) 「業務総括責任者」として選任できるものは、以下の各号を全て満たすことを条件とする。

- ①本業務に、業務期間の開始から終了までの間、専任できる者であること。
- ②本業務に係る個別業務を一元的にモニタリングし、本業務を取りまとめることができる者であること。
- ③発注者の窓口となり、業務を監理する能力がある者であること。
- ④モニタリング結果を踏まえて、業務改善を提案し実行できる者であること。
- ⑤1級土木施工管理技士か、技術士（総合技術監理部門 建設-「道路」または建設部門「道路」の資格を有すること。

イ 「副業務総括責任者」は、各構成企業等から上限2名まで選任し、「業務総括責任者」の職務及び権限について、委譲または分担させることができる。なお、発注者に対して書面により届け出なければならない。

- 1) 「副業務総括責任者」は、「業務総括責任者」を補佐し業務統括の補助を行う。
- 2) 「副業務総括責任者」は、「業務総括責任者」が不在のときは、「業務総括責任者」の職務及び権限を代務する。
- 3) 受託者は、「副業務総括責任者」を選任した場合は、「副業務総括責任者」に付与する権限の内容を、本市に通知する。
- 4) 「副業務総括責任者」として選任できるものは、以下の各号のとおりとする。

- ①本業務に従事する者の技術上の指示監督を行うことができること。
- ②「業務総括責任者」が不在のときは、「業務総括責任者」の職務及び権限を代務できること。
- ③「副業務総括責任者」の内1名は、造園業の維持管理に関する技術及び経験を有していること。
- ④1級土木施工管理技士か、技術士（総合技術監理部門 建設-「道路」または建設部門「道路」の資格を有すること。

ウ 総価契約の街路樹等管理業務の剪定作業を実施する場合は、次の要件を満たす技術者を配置すること。

- 1) 1級又は2級造園施工管理技士
- 2) 造園技能士1級

エ 総価契約の街路樹等管理業務（街路樹の剪定・害虫防除）は、必要な許可を取得して実施する。

オ 単価契約における補修・更新業務の作業実施時は、建設業法第26条に定める現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置する。

カ 単価契約における補修・更新業務の主任技術者又は監理技術者は、次の資格要件もしくは業務経験のいずれかを有すること。

1) 1級又は2級土木施工管理技士

2) 道路維持及び補修工事または舗装工事にに関する10年以上の実務経験を有する者

(2) 服装等

受注者の従業員は、清潔で安全な服装を着用し、道路維持管理作業者であることを明示する腕章やベスト等を着用する。

(3) 保険加入

受注者は、契約締結後速やかに「労災保険加入証明願」を埼玉労働局又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後発注者へ提出する。

受注者は、業務実施中に第三者に損害を及ぼした場合に生じる法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償するために保険に加入する。

(4) 事故等の報告及び対応

受注者は、作業中は道路交通法及びその他関係法令を遵守するとともに事故やトラブル等に対して十分注意し、作業を行い、事故やトラブルが生じた場合は、速やかに市担当者に連絡するとともに適正な処置・対応を実施する。

(5) 地域住民及び周辺環境への配慮

ア 地域住民及び周辺環境への配慮

受注者は、本業務の実施にあたり、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮に努める。

イ 廃棄物への対応

・発生材の処分

本業務により発生する発生材（土砂、ゴミ等）の処分については、処分地の受入証明書及び産業廃棄物マニフェスト票の写しを提出し、不法投棄等第三者への損害がないように処分する。

・剪定枝等の処分

本業務により発生する剪定枝等の処分については、一般廃棄物として市内の処理業者にて適切に処理にするとともに、出来る限りリサイクルに努める。また、処理完了を確認するための処理伝票を市へ提出し、リサイクル処理を行った場合は、リサイク

ル方法及び処理施設の会社概要等の書類を市担当者へ提出する。

- ・建設リサイクル

この工事により発生する建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（剪定材、抜根材）は、再資源化施設へ搬出し資源リサイクルの促進に努めること。搬出先は、請負者が「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」等を利用し、受入れ条件、再資源化の方法等を施設に確認して適切な施設を選定する。

- ・産業廃棄物の運搬・処理

本業務において、産業廃棄物が発生した場合は、「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処理業」の許可を受けた業者に処理委託し、処理委託する場合は法定の事項を盛り込んだ委託契約を書面で締結するとともに、処理完了を確認するため処理伝票（マニフェスト）を提出する。

ウ 使用する車両・建設機械への配慮

- ・低騒音、低振動、排気ガス対策型機械の使用

作業に使用する車両・建設機械は低騒音、低振動、排気ガス対策型機械とし、東京都環境保護条例（平成15年10月施行）に適合したものとする。

- ・ディーゼル車規制への対応

本契約の履行において自動車を使用し、または使用させる場合は、「埼玉県生活環境保全条例」他、各条例に規定するディーゼル車の規制に適合する自動車とする。

なお、適合の確認のため、当該自動車の「自動車検査証（車検証）」、「粒子状物質減少装置装着証明書」等の提示または写しの提出を求められた場合は、速やかに提示または提出する。

（6）埋設物の損傷防止

本業務の業務履行上必要な掘削を伴う業務を行う場合は、あらかじめ試掘等を行い、埋設物への支障のないことを確認し作業実施する。

（7）資材置き場の使用について

受託者は、市が管理する資材置き場等につきましては、市と賃貸契約を締結し、本業務の履行を目的に、無償で借りることができる。

なお、資材置き場等を借りた場合は、経費の抑制が期待できるものと考えていることから、「表7-1 優先交渉者を選定するための評価基準表【基礎評価】」の③見積金額、「表7-2 優先交渉者を選定するための取組方針及び特定テーマ評価基準表」②経費管理

コスト削減に関する創意工夫の評価対象とする。

【物件情報】

場所：入間川四丁目４５３番地外６筆

面積：３０４６．５㎡

年間使用料（想定）：約１０，０００千円

（８）道路使用許可

本業務の各業務遂行にあたり必要となる道路使用は、市が用意する「道路工事等協議書」に基づいて行う。

（９）関係者との連携

市が主催または共催するイベントや祝日等で集客増が予想される場合は、清掃回数や人員増など巡回体制を強化し、イベント主催者や関係者等と連携し、適切に業務を実施する。

3 業務範囲

本業務により受注者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。

<表 道路施設等の包括的民間管理委託時の業務区分>

契約形態	業務区分	業務内容
総価契約	統括マネジメント業務	業務計画書の作成
		業務報告
		委託業務完了報告書の作成
		引継ぎの実施
	巡回業務	定期巡回
		緊急巡回
	清掃業務	道路清掃（枴・浸透井含む）
		水路等清掃
		市道の排水構造物の汚泥除去
		除雪、凍結防止
	街路樹等管理業務	街路樹の剪定など
		道路及び水路等の除草
	補修業務（軽微な補修）	損傷箇所の補修（見積額 30 万円未満）
	事故対応業務	事故対応
	災害対応業務	災害対応
	資材購入・保管管理業務	資機材などの調達・保管・管理
	車両・重機運用・管理業務	車両・重機の運用及び運行・保管管理
	苦情・要望受付業務	市民からの要望相談受付
単価契約	修繕業務	損傷箇所の修繕 （見積額 30 万円以上 130 万円未満）

<表 関係法令等一覧>

区分	監督者	名称
関係法令	国	ア 道路法（昭和27年法律第180号） イ 道路運送法（昭和26年法律第183号） ウ 道路交通法（昭和35年法律105号） エ 河川法（昭和39年法律第167号） オ 建築基準法（昭和25年法律第201号） カ 消防法（昭和23年法律第186号） キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ク 環境基本法（平成5年法律第91号） ケ 高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） コ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号） サ 悪臭防止法（昭和46年6月法律第91号） シ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） ス 騒音規制法（昭和43年法律第98号） セ 振動規制法（昭和51年法律第64号） ソ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） タ 建設事業に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号） チ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成3年法律第48号） ツ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和54年法律第49号） テ 道路構造令（令和2年11月20日政令第329号） ト 農薬取締法（昭和23年法律第82号） ナ 森林病虫害など防除法（昭和25年法律第53号） ニ 消防法（昭和23年7月24日）（法律第186号） 農薬 ヌ 水道法（昭和32年6月15日）（法律第百七十七号） 占用 ネ 下水道法（昭和33年4月24日）（法律第七十九号） 占用 ノ ガス事業法（昭和29年3月31日）（法律第五十一号） 占用 ハ 電気事業法（昭和39年7月11日）（法律第百七十号） 占用 ヒ 電気通信事業法（昭和59年12月25日）（法律第八十六号） 占用 フ 新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）
	県	ア 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例・施行規則（平成24年） イ 埼玉県福祉のまちづくり条例・施行規則（平成7年3月20日条例第11号） ウ 埼玉県屋外広告物条例（昭和50年3月18日条例第42号）
	市	ア 狭山市が管理する市道の構造の技術的基準などを定める条例 イ 狭山市道路占用規則

区分	監督者	名称
		ウ 狭山市が管理する市道の高齢者、障害者などの移動など円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 エ 狭山市財産規則
要領・基準類	全国	ア 「道路構造令の解説と運用」(平成27年6月公益社団法人日本道路協会) イ 「道路維持修繕要綱(改訂版)」(昭和53年7月公益社団法人日本道路協会) ウ 「道路橋示方書・同解説Ⅰ～Ⅴ」(平成24年4月公益社団法人日本道路協会) エ 「コンクリート道路橋設計便覧」(平成6年2月公益社団法人日本道路協会) オ 「コンクリート道路橋施工便覧」(平成10年1月公益社団法人日本道路協会) カ 「コンクリート標準示方書設計編」(2012年度制定公益社団法人土木学会) キ 「解説・河川管理施設等構造令」(平成12年1月公益社団法人日本河川協会) ク 「道路土工要綱」(平成21年7月公益社団法人日本道路協会) ケ 「舗装設計施工指針」(平成18年2月公益社団法人日本道路協会) コ 「舗装性能評価法」(平成25年4月公益社団法人日本道路協会) サ 「舗装調査・試験法便覧」(平成19年6月公益社団法人日本道路協会) シ 「道路緑化技術基準・同解説」(平成28年3月公益社団法人日本道路協会) ス 「土木構造物設計ガイドライン」(平成11年11月建設省) セ 「土木構造物設計マニュアル(案)土木構造物・橋梁編」(平成11年11月建設省) ソ 「建設省制定土木構造物標準設計」(一般社団法人全日本建設技術協会) タ 「道路橋補修便覧」(公益社団法人日本道路協会) チ 「道路橋補修・補強事例集」(平成24年3月公益社団法人日本道路協会) ツ 「橋梁定期点検要領」(平成31年3月国土交通省) テ 「道路橋定期点検要領」(平成26年6月国土交通省) ト 「道路橋伸縮装置便覧」(昭和45年4月 公益社団法人日本道路協会) ナ 「防護柵の設置基準・同解説」(平成28年12月公益社団法人日本道路協会) ニ 「視線誘導標設置基準・同解説」(昭和59年10月公益社団法人日本道路協会) ヌ 「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日) ネ 「建設機械施工安全マニュアル」(平成22年4月国土交通省)

区分	監督者	名称
		ノ 「公園・街路樹など病害虫・雑草管理マニュアル」(平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室) ハ 「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課) ヒ 「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課)
	県	ア 埼玉県土木工事实務要覧(平成 31 年 4 月) イ 埼玉県土木工事委託業務実務要覧(令和 2 年 4 月) ウ 埼玉県街路樹マネジメント方針(令和 3 年 4 月) エ 道路設計の手引き(道路編)
	市	ア 狭山市地域防災計画(平成 30 年 3 月)

4 業務内容

共通事項

- 本業務をもって、狭山市が行う市道や水路などの効率かつ効果的な維持管理業務の推進に資すること。
- 本業務は、8時30分から17時15分までを基本とするが、土曜日、日曜日、祝日及び夜間においても、通報や要望等を受け付けることができ、緊急時に緊急巡回できる体制を整えること。
- 作業は、近隣住民や利用者などの安全に十分配慮し適切に行うこと。
- 市道や水路などの不具合により、対応しなければ一般の交通に直接的な支障をきたす、または、そのおそれがある場合などの緊急事態が発生した場合は直ちに対応すること。
- 国・県・市・個人など、管理区分を確認した上で対応し、不明な場合は市に確認をすること。
- 市と連絡などを密にとり情報共有を図ることとし、疑義が生じた場合は、都度市と協議すること。

業務内容	統括マネジメント業務（業務計画書の作成）
管理概要	本要求水準書と提案書に基づき、維持管理業務及び修繕業務の業務計画書を作成すること。また、業務計画書には、緊急時の対応等、業務実施に必要な事項を含めるものとする。
要求水準	- 業務計画書は毎年度作成するものとし、作業内容、受注者によるモニタリング実施計画、実施体制等で構成する。 - 業務初年度については、委託契約締結後速やかに業務計画書を作成し、市と協議のうえで承認を受ける。 - 業務2年目以降については、次年度開始の3ヶ月前までに業務計画書を作成し、市と協議のうえで承認を受ける。 - 業務計画書には、次の内容を含めることとする。 ① 各業務の作業計画 本要求水準書を基に、各業務における具体的な作業計画を記述する。 ② 産業廃棄物等処理計画 産業廃棄物の処分先など具体的な作業計画を記述する。 ③ 特定テーマの作業計画 提案した特定テーマに対し、具体的な作業計画を記述する。

業務内容	統括マネジメント業務（業務報告）
管理概要	市、構成企業との情報共有を図るため、次の業務報告を行う。
要求水準	- 日常報告 通報や要望相談を受け付けた内容を一覧にまとめ、日報として報告する。また、作業中に緊急性の高い報告事項があった場合は、速やかに（閉庁日の場合は、あらかじめ定める緊急連絡体制に準ずる。）市担当者へ報告しなければならない。 - 定期報告 ① 定例会議 ・月1回、受注者は、市と受注者で定例会議を開催する。 ・出席者は、市及び1社の企業（団体）または構成企業等の総括業務責任者及び副総括業務責任者とする。 ・定例会議の開催にあたり、受注者は、市と日程及び開催場所を調整する。 ・定例会議では、作成した「定期報告書」を用いた月ごとの業務実施状況報告、情報共有、課題解決等を行う。なお、定例会議開催日の翌日から10日以内に議事録を作成し、市に提出し承諾を得る。 ② 報告書の提出 定期報告書の電子データは、毎月の定例会議の3日前までに市担当者へ提出しなければならない。

	④ 定期報告書の内容 定期報告書は、次の内容を含むものとする。なお、件数で報告するものは、グラフ化するなど分かりやすく表示する。 ・ 前回の定例会議の打合せ議事録 ・ 業務報告（日報） ・ 巡回中発見対応、要望相談受付対応件数内訳（年度及び月別、累計及びその内容） ・ 実績額管理表（月別及び累計） ・ 月間業務計画表（前月、当月、来月） ・ その他市が指示する事項 ・ リスク管理 「リスク分担表」に基づき、本業務のリスク管理を行う。また、再委託を行う場合は、再委託業務者に十分周知を図る。 ・ 受注者自らが実施する業績監視の実施と報告 「モニタリング手順書」に基づき、「受注者自らが実施する業績監視」を実施する。 ① 受注者選定後、速やかに「モニタリング手順書」に基づき、各業務項目が要求水準と同等以上に適正に履行されているかを確認するためのモニタリング実施計画書を作成し、本業務着手前までに市に承認を受ける。 ② 受注者は、「モニタリング手順書」に基づき、「受注者自らが実施する業績監視」を実施し、定例会議に定例報告書をもって報告する。 ③ 市は、「受注者自らが実施する監視業務」で要求水準が同等以上であることを業務計画書や定期報告書等により定期的に業績監視を行う。 ④ 市は、「モニタリング手順書」による契約金額の変更要件に該当する場合には、双方合意しているものとして、契約変更を行うことができる。 ⑤ 市は、「モニタリング手順書」に基づく各業務の業績の監視を行った結果、「要求水準を達成しないおそれがある」または「達成しない」と判断した場合は、「モニタリング手順書」に従い受注者に対する改善要求措置の勧告、委託料の支払いの減額、契約解除を行う。
--	--

業務内容	統括マネジメント業務（委託業務完了報告書の作成）
管理概要	履行期間終了時に業務の状況をまとめた委託業務完了報告書を市に内容の確認を受けて提出する。
要求水準	- 実績額管理表、業務報告（日報）、巡回中発見対応・要望相談受付対応、総価契約及び単価契約等の各作業報告の内容を各業務項目に整理した完了報告書を毎月作成し、市へ提出する。 - 完了報告書は、市へ電子データで提出する。

業務内容	統括マネジメント業務（引継ぎの実施）
管理概要	次期の包括委託の受注者への業務引継ぎのため、必要な資料の作成及び引継ぎ作業を行う。
要求水準	受注者は、次期の包括委託の実施時に対象施設の管理に支障の出ないよう引継ぎを行わなければならない。具体的には、引継ぎが必要な事項や課題事項等について対象施設毎に整理した資料及び資料データを作成し提出する。また、次期の包括委託の受注候補者に対し、市の同席のもとで引継ぎを行う。引継ぎの時期は、市が指示する。

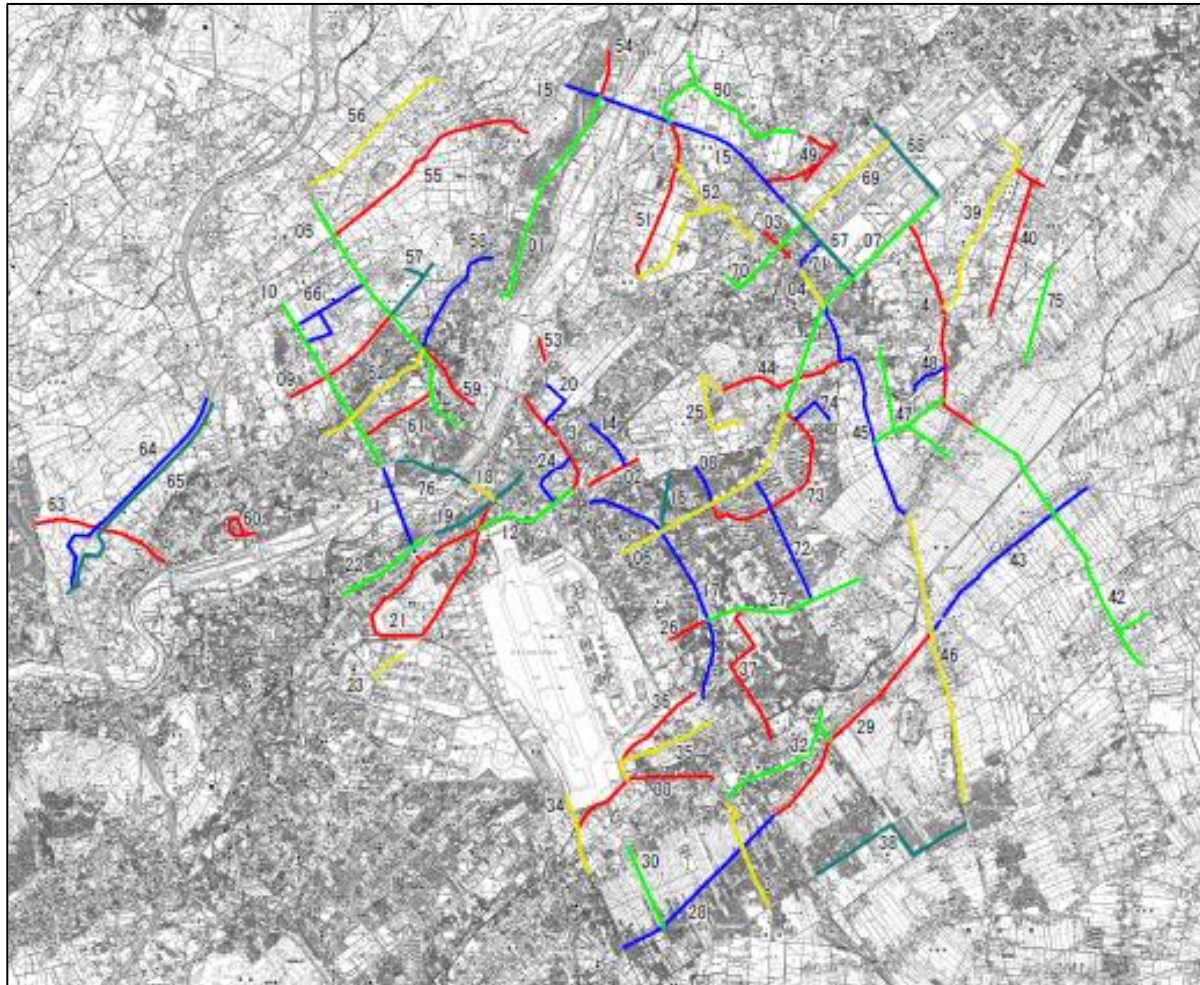
道路管理区分	巡回業務（定期巡回）		
管理概要	市道（道路施設など）、水路及び調整池などを保全するために、異状や損傷などの危険要因を早期に発見・対処し、工事状況や不法使用の把握・指導を目的に行う。また保全に努めるための、情報収集及び情報共有を行う。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ア 道路法 サ 悪臭防止法 シ 大気汚染防止法
		県	イ 埼玉県福祉のまちづくり条例・施行規則 ウ 埼玉県屋外広告物条例
	要領・基準など	全国	イ 「道路維持修繕要綱(改訂版)」 ク 「道路土工要綱」 シ 「道路緑化技術基準・同解説」 ツ 「橋梁定期点検要領」 テ 「道路橋定期点検要領」 ニ 「視線誘導標設置基準・同解説」 その他関係法令
要求水準	- 市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合や不法投棄などを早期に発見し、速やかに適切な措置を講じるために定期的な巡回を実施する。 - 市道全域を定期的に巡回するものとし、狭山市道舗装修繕計画に基づく管理路線（P. 19 参照）については、月に複数回巡回するなど、重点的に確認を行うこと。 - 市道（道路施設など）について、一般交通に支障を及ぼさないよう、速やかに不具合箇所の応急措置または補修などを行うほか、道路の保全に努めるための状況把握に努めること。 - 水路、調整池などについて、速やかに不具合箇所の応急措置または補修を行うほか、水路、調整池などの保全に努めるための状況把握に努めること。 - 応急措置を行う必要があり、その場で対応できるものについては、巡回時に対応する。材料が必要な物やその場ですぐに対応できない時は、「補修業務（軽微な補修）」にて対応すること。 - 市から指示のあった場合、その指定箇所の巡回、安全確認を行うこと。 - 巡回報告書（定期巡回）を次の項目により作成し、市へ提出すること。 ① 実施日と天候 ② 巡回員 ③ 通報者の氏名・住所・電話番号 ④ 巡回箇所（地図添付） ⑤ 不具合などの発生場所、発見時間及び措置完了時間、発生状況(原因) ⑥ 措置の内容と状況写真（処置前後、処置の内容が確認できるもの）		

	⑦ 関係機関などの名称及び連絡先 ⑧ その他必要事項
	個別具体的な対応水準
	以下の状況に該当する場合は、これに従うものとする。
	• 不法投棄や一般交通に支障を及ぼす物を発見した際、対象物が大規模である場合は、市に連絡のうえ、その指示に従い速やかに対応可能な措置を行うこと。 • 市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合が交通及び沿道住民に危険を与えるものである場合は、カラーコーンの設置、注意喚起の明示、交通の誘導などの応急措置を行うこと。 • 民有地などからの影響により視界障害・通行障害等が生じている場合は、市に報告のうえ、必要に応じて当該物件などの所有者及び管理者に対して指導支援を行い、不具合の解消を行うこと。※受注者には、道路法 71 条 4 項に基づき道路監理員の権限を付与する。また、道路案内標識等に損傷・腐食がみられる場合や隣地の枝が伸びてきているなど、将来的に一般交通に支障をきたす可能性のある事象を発見した場合は、市へ連絡すること。 • 埼玉県屋外広告物条例の規定に違反して掲出されているはり紙、はり札、広告旗及び立て看板を確認した際は、法等を順守した上で回収し、市指定の場所に保管すること。また、併せて回収箇所及び個数について市に報告すること。

【狹山市道舗装修繕計画に基づく管理路線】

総延長：90,750m

※色分けは路線の数を明確にするものであり、これによる取扱いの差はない。



道路管理区分	巡回業務（緊急巡回）			
管理概要	市民などからの市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合に関する通報について、現況を確認し、応急措置または補修などを行う。 災害の発生または発生のおそれがある場合や事故が発生した場合に状況を確認し、応急措置または補修を行う。			
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ア 道路法 イ 「道路維持修繕要綱(改訂版)」	
		県	イ 埼玉県福祉のまちづくり条例・施行規則 ウ 埼玉県屋外広告物条例	
	要領・基準など	全国	イ 「道路維持修繕要綱(改訂版)」 ク 「道路土工要綱」 ツ 「橋梁定期点検要領」 ニ 「視線誘導標設置基準・同解説」 その他関係法令	
要求水準	- 一般の交通に直接的な支障をきたすなどの緊急事態に備え、24時間、緊急巡回を行うことのできる体制を整える。 なお、この場合の緊急事態とは、対応しなければ一般の交通に直接的な支障をきたすまたはそのおそれがある場合を指す。 - 現場状況の確認と影響のある区域への周知を行い、応急措置または補修をすること。 - 不具合箇所を放置することにより、該当箇所を原因として利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性のある箇所を、応急措置または補修が必要な箇所として確認をすること。 - 市道（道路施設など）について、速やかに現況を確認し、一般交通に支障を及ぼさないよう、不具合箇所の応急措置または補修などを行うこと。 - 水路、調整池などについて、速やかに現場状況を確認し、不具合箇所の応急措置または補修などを行うこと。 - 現場対応に必要な資料を準備し、市へ連絡し連携体制の確保を行うこと。 - 巡回報告書（緊急巡回）を次の項目により作成し、市へ提出すること。 ① 実施日と天候 ② 巡回員 ③ 通報者の氏名・住所・電話番号 ④ 巡回箇所（地図添付） ⑤ 不具合などの発生場所、発見時間及び措置完了時間、発生状況 ⑥ 措置の内容と状況写真（処置前後、処置の内容が確認できるもの） ⑦ 関係機関などの連絡先 ⑧ その他必要事項			

	個別具体的な対応水準
	以下の状況に該当する場合は、これに従うものとする。
	• 不法投棄や一般交通に支障を及ぼす物を発見した際、対象物が大規模である場合は、市に連絡のうえ、その指示に従い速やかに対応可能な措置を行うこと。 • 災害の発生または発生のおそれがある場合は、市道、水路及び調整池などの損傷状況を確認し、応急措置を行うこと。 • 事故が発生した場合は、速やかに現場状況を確認し、一般交通に支障を及ぼさないよう、応急措置または補修などを行うこと。 • 民有地などからの影響により視界障害・通行障害等が生じている場合は、市に報告のうえ、必要に応じて当該物件などの所有者及び管理者に対して指導支援を行い、不具合の解消を行うこと。※受注者には、道路法 71 条 4 項に基づき道路監理員の権限を付与する。また、道路案内標識等に損傷・腐食がみられる場合や隣地の枝が伸びてきているなど、将来的に一般交通に支障をきたす可能性のある事象を発見した場合は、市へ連絡すること。 • 降雨降雪の対応については、降雨時対応マニュアル及び降雪時対応マニュアルに基づき行うこと。 • 台風時や大きい地震の後、降雨が長く続いた時は、市と調整し、必要に応じて土砂災害の警戒区域（急傾斜地）や主要な橋りょうをパトロールし、状況を確認すること。 • 埼玉県屋外広告物条例の規定に違反して掲出されているはり紙、はり札、広告旗及び立て看板を確認した際は、法等を順守した上で回収し、市指定の場所に保管すること。また、併せて回収箇所及び個数について市に報告すること。

道路管理区分	清掃業務（道路清掃）		
管理概要	市道（道路施設など）や市指定の箇所について、道路・集水桝・浸透井の清掃作業を行う。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ア 道路法 キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ク 環境基本法 ケ 高齢者、障害者などの移動円滑化の促進に関する法律 チ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
		県	イ 埼玉県福祉のまちづくり条例・施行規則
	要領・基準など	全国	ク 「道路土工要綱」 ニ 「視線誘導標設置基準・同解説」 その他関係法令
要求水準	- 市道（道路施設など）に溜まった、土砂、ごみ、落葉（花卉、果実など含む）のほか一般交通に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれのある障害物を除去することで沿道的美観を確保する。また、適時集水桝や浸透井の清掃を計画的に行う。 - 道路の清掃に係る車両は、先行車、路面清掃車、ゴミ運搬車などを受注者の裁量により使用する。車両は、運行記録計（タコグラフ）を装備するものとする。また、使用する車両については、あらかじめ市に届出ること。その際、届出車両の車検証（写し）を添付すること。なお、受注者は、当該車両を使用する際に作業開始時刻と作業完了時刻を市に速やかに報告し、作業に変更が生じる場合は速やかに連絡すること。 - 清掃作業を行った箇所については、実施範囲や日時が分かるよう清掃履歴を記録すること。		
	個別具体的な対応水準		
	以下の状況に該当する場合は、これに従うものとする。		
	- 稲荷山公園駅前ロータリー及び公衆トイレは、利用者が安全・安心かつ円滑に利用できる環境を保つため、清掃作業や消耗品の補充は日に2回以上行うこと。 - 清掃作業の際は、適宜散水などの防塵対策を行うこと。 - 集水桝や浸透井は、計画的に清掃を行うこと。 - 収集したごみなどを運搬処理する際は、飛散防止を行うこと。 - 作業上障害となるものは、事前に取り除き、清掃後は復元すること。 - イベント等の開催に際し、事前にアクセス道路の清掃を行うこと。 - 台風や大雨、暴風の後は必ず清掃を行い、沿道的美観を保つこと。 - 落葉時期（10月～12月頃）は、随時清掃を行い、車や歩行者の通行を妨げることをないよう沿道的美観を保つこと。 - 市道（道路施設など）に通行を妨げる落下物がある場合は、速やかに市		

	に対応方法を確認し、その指示に従うこと。 • 市道（道路施設など）に動物の死骸がある場合、市へ対応要請の連絡をすること。 • 市道（道路施設など）に放置自転車がある場合、市へ対応要請の連絡をすること。 • 市道（道路施設など）に放置原動機付自転車及び自動車がある場合、市へ連絡をすること。 • 不法投棄や一般交通に支障を及ぼす物を発見した際、対象物が大規模である場合は、市に連絡のうえ、その指示に従い速やかに対応可能な措置を行うこと。 • 収集したごみ、缶、瓶、ペットボトル、土砂は分別のうえ適切な処分場所に移送すること。
--	--

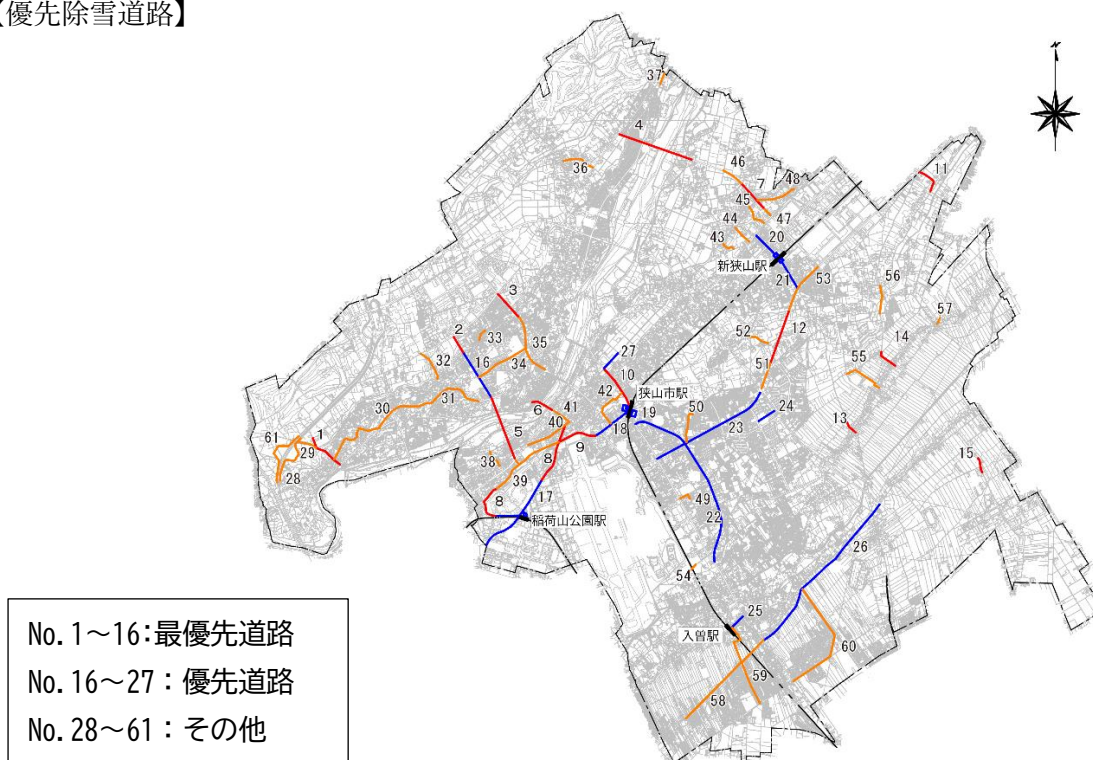
道路管理区分	清掃業務		
管理概要	水路及び調整池など、市指定箇所について、清掃作業を行う。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ク 環境基本法 サ 悪臭防止法 シ 大気汚染防止法 チ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
	要領・基準など	全国	ク 「道路土工要綱」 その他関係法令
要求水準	- 水の流れや管理に支障を及ぼすまたはおそれのある堆積物を除去し、溢水を防止する。 - スクリーン清掃は、月に1回行うほか、必要に応じて随時行うこと。 - 清掃作業を行った箇所については、実施範囲や日時が分かるよう清掃履歴を記録すること。		
	個別具体的な対応水準		
	以下の状況に該当する場合は、これに従うものとする。		
	- 清掃の際は、適宜散水などの防塵対策を行うこと。 - 不法投棄や一般交通に支障を及ぼす物を発見した際、対象物が大規模である場合は、市に連絡のうえ、その指示に従い速やかに対応可能な措置を行うこと。 - 収集したごみなどを運搬処理する際は、飛散防止を行うこと。 - 台風や大雨、暴風の後や落葉時期は、随時作業を行うこと。 - 水路及び調整池に不法投棄がある場合は、速やかに市に対応方法を確認し、その指示に従うこと。 - 水路及び調整池に動物の死骸がある場合、市へ対応要請の連絡をすること。 - 水路及び調整池に放置自転車がある場合、市へ対応要請の連絡をすること。 - 水路及び調整池に放置原動機付自転車及び自動車がある場合、市へ連絡をすること。 - 台風などの発生が予見される場合は、予め把握している危険個所を巡り、点検を行うこと。 - 収集したごみ、缶、瓶、ペットボトル、土砂は分別のうえ適切に処分すること。		

道路管理区分	清掃業務（市道の排水構造物の汚泥などの除去）		
管理概要	市道（道路施設など）や市指定箇所の排水構造物について、清掃作業を行う。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ク 環境基本法 サ 悪臭防止法 シ 大気汚染防止法 チ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
	要領・基準など	全国	ク 「道路土工要綱」 ニ 「視線誘導標設置基準・同解説」 その他関係法令
要求水準	- 沿道の美観確保や道路冠水による浸水被害などの防止を目的に市道（道路施設など）の排水構造物の清掃を行う。市道（道路施設など）に溜まった土砂、ごみ、落葉（花卉、果実など含む）などを取り除き、排水先まで排水機能が保たれていることを確認すること。 - 放置することにより利用者が通常想定される利用範囲内で利用した際に該当箇所を要因として利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性のある箇所を、緊急対応（除去・回収）が必要な箇所として確認をすること。 - 周辺住民への事前周知を徹底すること。 - 清掃作業を行った箇所については、道路網図などに落とし込み、履歴を記録していくこと。		
	個別具体的な対応水準		
	以下の状況に該当する場合は、これに従うものとする。		
	- 側溝の清掃を行う際は流末の確認を必ず行い、流末が浸透井となっている場合は、併せて清掃を行うこと。 - 台風などの発生が予見される場合は、予め把握している危険個所を巡り、排水機能が確保されていることを確認の上、必要に応じて清掃を行うこと。 - 台風や大雨、暴風の後や落葉時期は、随時清掃を行い、排水機能を確保すること。 - 収集したごみなどを運搬処理する際は、飛散防止を行うこと。 - 排水構造物に動物の死骸がある場合、市へ対応要請の連絡をすること。 - 汚物などの処理対応は、通行人などに十分注意し飛散防止措置などを講じて適切に処理すること。 - 収集したごみ、缶、瓶、ペットボトル、土砂は分別のうえ適切な処分場所に移送すること。 - 側溝の蓋を開けた場合は、再設置後に蓋のがたつきが発生しないよ		

	う、留意すること。 - ガソリンなどの油流出については、発見次第市に連絡し、その指示に従い適宜対応すること。 - 出水期は、枿や管にゴミなどが溜まりやすいので、雨水枿や雨水管の清掃を適宜行い、清掃排水機能を確保し、道路冠水の軽減を図ること。ただし、高圧洗浄機等が必要な状態を発見した場合は、発見次第市に報告すること。 - 自治会等で市道の排水構造物等を清掃する際に発生する土砂等については、市民から連絡が入り次第、適宜回収すること。
--	---

道路管理区分	清掃業務（除雪、凍結防止）		
管理概要	市道（道路施設など）について、除雪または凍結防止を行う。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ア 道路法 ケ 高齢者、障害者などの移動円滑化の促進に関する法律
	要領・基準など	全国	ク 「道路土工要綱」 ニ 「視線誘導標設置基準・同解説」 その他関係法令
要求水準	- 市道（道路施設など）について、気象情報を収集し、降雪や路面の凍結が予想される場合は、市に相談のうえ下記優先除雪道路図に基づき除雪や路面凍結対策などを行い、道路の安全な交通を確保すること。なお、市からの指示や苦情・要請などが入った場合には、優先除雪道路図以外の箇所についても適宜対応すること。 - 作業は、凍結防止剤の散布及び雪かき作業とし、近隣住民や利用者などの安全に十分配慮したうえで行うこと。 - 冬季（１２月～２月）の間は凍結注意看板及びスリップ防止砂を市が指定した箇所に設置すること。 ※１：狭山市駅ロータリー及び市役所敷地内道路以外の雪かき作業については、別途単価契約にて定める。		
	個別具体的な対応水準		
	以下の状況に該当する場合は、これに従うものとする。		
	積雪深が５ｃｍ（気象情報による）を超え、更に降雪が予想される場合は、除雪作業に備え作業員を待機させること。（積雪による作業員の招集に）		

【優先除雪道路】



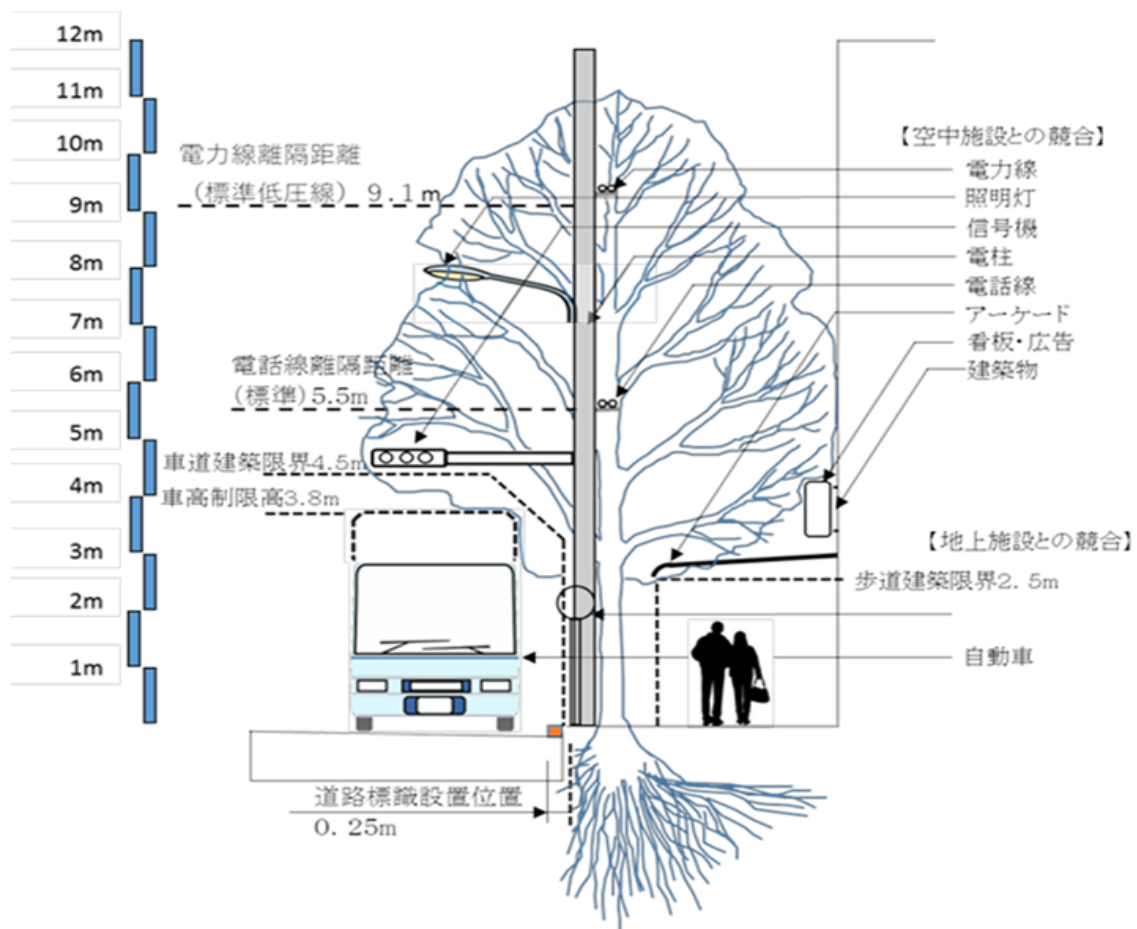
道路管理区分	街路樹など管理業務（街路樹の剪定・害虫防除）		
管理概要	市道（道路施設など）の街路樹の剪定・害虫防除を行う。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ク 環境基本法 ケ 高齢者、障害者などの移動円滑化の促進に関する法律 ナ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号） ニ 森林病虫害など防除法（昭和 25 年法律第 53 号） ヌ 消防法（昭和二十三年七月二十四日）（法律第百八十六号）
		要領・基準など 全国	オ 「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」（平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課） シ 「道路緑化技術基準・同解説」 ノ 「公園・街路樹など病虫害・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室） ハ 「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）
		県	ウ 埼玉県街路樹マネジメント方針 その他関係法令
要求水準	- 原則として市道や法定外公共物を対象に枯損木処理・控木撤去・控木結束直し・控木取付・倒木復旧・剪定・刈り込み・枯枝除去・消毒・害虫駆除・清掃などの作業を行うことにより道路交通機能を確保し、美しい景観形成や沿道環境の保全などにつなげていく。なお、作業の実施にあたっては、近隣住民や利用者などの安全に十分配慮した上で行うこと。 - 次に示す【樹木点検表】と【道路植栽に関わる制約】、【剪定イメージ】を参考に、街路樹などの植栽の生育状況などを確認し、剪定や伐採処理を検討すること。 - 毎年、街路樹の剪定計画を作成し、翌年度計画を 3 月までに市に報告すること。また、新たに前年度に要望などにより対応した個所については、翌年度の剪定計画に反映する形をとり、毎年修正を行う。なお、剪定計画の提出に際し、それぞれの剪定予定箇所ごとに周辺地域への周知方法を市と協議のうえ決定すること。 - 剪定箇所については、剪定計画に定める箇所のほか巡回や要望相談があった箇所のほか市が指示する箇所についても適宜対応すること。 - 街路樹の繁茂を放置することにより歩行者などが通常想定される利用範囲内で利用した際に該当箇所を要因として歩行者などの身体及び財産に著しい影響を与える可能性のある箇所を、緊急対応（剪定など）が必要な箇所として確認をすること。 - 剪定した枝や切りくずなどは、速やかに回収し適切な場所にて処理すること。		
	個別具体的な対応水準		

	以下の状況に該当する場合は、これに従うものとする。
	- 農薬の使用については、農薬の飛散を原因とする住民、子どもなどの健康被害が生じないように、飛散防止対策の徹底を図ること。 - 剪定作業の際は、特に通行者などの安全対策を行うこと。 - 民有地などから越境している樹木が、視界障害・通行障害またはこれに準じる障害が発生する恐れがあるときには、市に報告のうえ、必要に応じて当該物件などの所有者及び管理者に対して指導支援を行い、必要な範囲で剪定を行うこと。※受注者には、道路法 71 条 4 項に基づき道路監理員の権限を付与する。 - 市民などが無断で植栽している植樹柵があるため、植樹柵により一般の交通に影響があるもしくはおそれがある場合は市に連絡すること。 - 樹木が腐っているなど、倒木の危険性のある場合は、早急に伐採などの作業を行い、処理すること。

【樹木点検表】

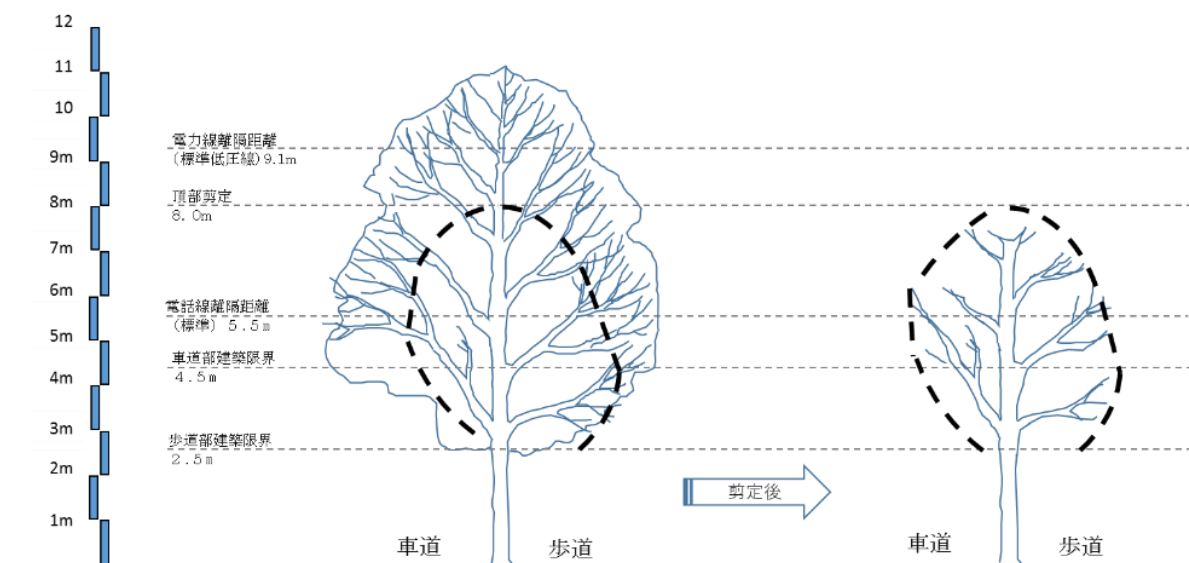
点検項目	剪定処理	伐採処理	補修
①建築限界	必要・不要	必要・不要	—
②柵の余裕(肥大生長の限界)	必要・不要	必要・不要	必要・不要
③根上がり(舗装の段差)	—	必要・不要	必要・不要
④取付道路右(視距の阻害)	必要・不要	必要・不要	—
⑤幹周(大きい方が管理コスト大)	必要・不要	必要・不要	—
⑥ヤゴ、標識の阻害など	必要・不要	必要・不要	—
⑦損傷、腐朽	必要・不要	必要・不要	—
⑧剪定周期	必要・不要	必要・不要	—

【道路植栽に関わる制約】

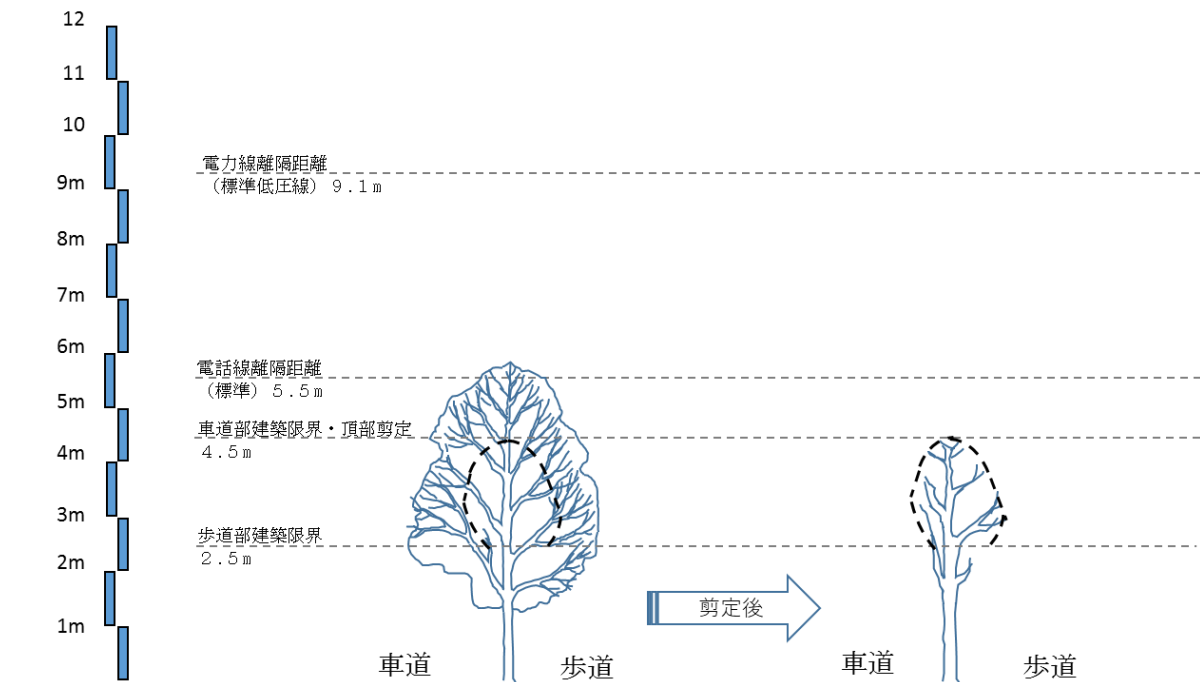


【剪定イメージ】

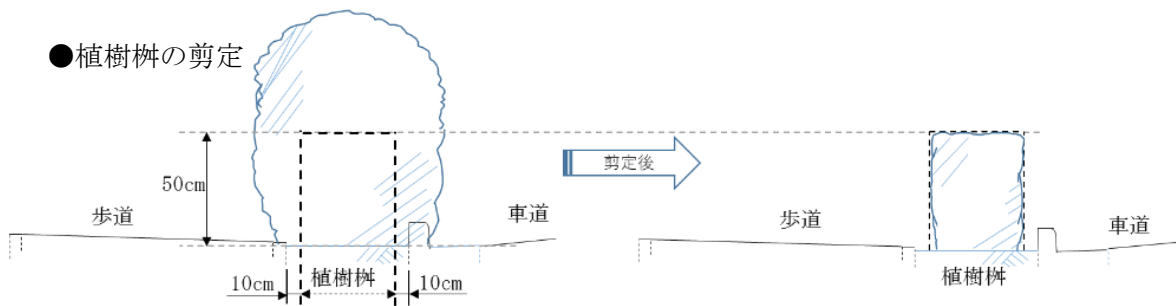
●高木（3 m）以上の剪定



●中木（3 m未満）以上の剪定



●植樹樹の剪定



道路管理区分	街路樹など管理業務（道路及び水路等の除草）		
管理概要	市道（道路施設など）、水路や調整池等の市指定箇所について、除草作業を行う。		
管理に関する参考法・要綱など	要領・基準など	全国	シ 「道路緑化技術基準・同解説」
		県	ウ 埼玉県街路樹マネジメント方針 その他関係法令
要求水準	- 市道（道路施設など）、水路及び調整池について、利用者の快適性を確保するため、除草を行い一般交通に支障を及ぼさないようにするほか、美しい景観形成、沿道環境の保全などに努めること。 - 対象地は、市道全域及び水路・調整池等の市指定箇所になるが、道路管理者が所有する事業用地なども含む。（別紙特記仕様書による）なお、市道には未舗装の道路も含まれるものとし、植樹帯の有無は問わない。 - 毎年、除草計画を作成し、翌年度計画を3月までに市に報告すること。また、新たに前年度の要望などにより対応した個所については、翌年度の除草計画に反映する形をとり、毎年修正を行う。なお、除草計画の提出に際し、それぞれの除草予定箇所ごとに周辺地域への周知方法を市と協議のうえ決定すること。 - 作業は、除草計画に従って行うことを基本とするが、巡回や要望相談などがあつた箇所についても適宜行い、近隣住民や利用者などの安全に十分配慮し適切に行うこと。 - 除草した草は、速やかに回収し適切な場所にて処理すること。 - 除草作業の際に発見したごみ、缶、瓶、ペットボトル、土砂は分別のうえ適切な処分場所に移送すること。 - やむを得ず薬剤散布を行う場合は、市と協議し、関係法令に則り、事前周知や飛散防止対策を徹底してから作業を行うこと。 - 歩行者の通行に際し、視界障害・通行障害またはこれに準じる障害が発生している場合もしくは発生するおそれがある場合に対応すること。 - 法面についても除草が必要となる箇所があるため、事故などに留意すること。 - イベントの前には、市の指示に従い主要道路について除草を行うこと。		
	個別具体的な対応水準		
	- 機械除草を行う場合には、石跳ねや防塵対策を行うこと。 - 道路整備事業で取得した用地の除草作業を開始するにあたっては、事前に所有者及び管理者に作業周知を行うこと。また、作業中は、隣接地への飛び石やブロック塀の損傷などに注意すること。		

道路管理区分	補修業務（軽微な補修）【総価契約】		
管理概要	市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合箇所について、補修を行う。ただし、１件当たりの補修に係る見積額３０万円未満とする。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ア 道路法 ウ 道路交通法 テ 道路構造令(令和２年１１月２０日政令第３２９号)
		市	ア 狭山市が管理する市道の構造の技術的基準などを定める条例
	要領・基準など	国	ウ 「道路橋示方書・同解説Ⅰ～Ⅴ」（平成２４年４月 公益社団法人 日本道路協会） エ 「コンクリート道路橋設計便覧」（平成６年２月 公益社団法人 日本道路協会） オ 「コンクリート道路橋施工便覧」（平成１０年１月 公益社団法人 日本道路協会） ツ 「橋梁定期点検要領」（平成３１年３月 国土交通省）
		県	ア 埼玉県土木工事实務要覧 イ 埼玉県土木工事委託業務実務要覧 その他関係法令
要求水準	- 巡回や要望などにより、発見、確認した市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合箇所を的確に把握し、速やかに適切な補修を行なう。また、市が指定する箇所についても適宜対応を行うこと。 - 市道（道路施設など）、水路及び調整池などについて、構造を保全し円滑な交通の確保と維持をするため、補修に万全を期すること。 - 市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合が著しく補修・修繕の範囲を超える措置が必要な場合には、市へ連絡し指示に従うこと。 - 市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合が交通及び周辺住民に危険を与えるものである場合は、カラーコーンの設置、交通の誘導などの応急措置を行うこと。 - 補修の実施については、あらかじめ住民や関係機関へ周知し、理解・協力を得るとともにトラブルの防止に努めること。 - 補修は、近隣住民や利用者などの安全に十分配慮し適切に行うこと。 - 補修などに時間を要する場合または、補修の範囲を超える場合は、一般交通に支障を及ぼさないように応急措置と安全対策を行い、市に連絡すること。また、応急措置である旨を、通行者や近隣住民に周知すること。 - 補修などの実施については、官民境界を確認し、民有地に支障がないように努めること。なお、支障がある、または発生するおそれがある場合には関係者と協議し、問題の発生しないようにすること。 - 補修作業を行った箇所については、道路網図や水路網図などに落とし込み、履歴を記録していくこと。		
	個別具体的な対応水準		

	• 市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合が交通及び周辺住民に危険を与えるものである場合は、カラーコーンの設置、交通の誘導などの応急措置を行うこと。 • ポストコーンや道路鋲等の安全設備についても、不具合を確認し次第、適宜、補修・修繕に係る措置を行うこと。 • カーブミラーや路面標示については、交通防犯課が管理者であるため一般交通に支障をきたしているなど特別な状況を除き補修は行わないが、これらの不具合を発見した場合は、市へ連絡すること。 • 落書きの除去についても行うこと。 • 道路整備事業で取得した用地について、管理柵の木杭などの補修作業を開始するにあたっては、事前に所有者及び管理者に作業周知を行うこと。また、作業中は、隣接地への飛び石やブロック塀の損傷などに注意すること。 • 不具合について原因者が明らかな場合は、原因者負担とし、市と調整のうえ、原状回復させること。 • 水路については、いずれの箇所についても搬入路・施工ヤードが少ない状況となっているので、必要に応じて市と調整の上、対応すること。 • 側溝の蓋の修理などについて、個人が設置している蓋の場合は、市は対応しないので、留意すること。
--	---

道路管理区分	事故対応業務		
管理概要	市道（道路施設など）事故などについては、一般交通に支障を及ぼさないよう、また二次災害などの発生を防ぐため、迅速に対応する。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ア 道路法 ウ 道路交通法 エ 河川法
		県	ア 埼玉県が管理する県道の構造などの基準を定める条例・施行規則 イ 埼玉県福祉のまちづくり条例・施行規則
	要領・基準など	全国	イ 「道路維持修繕要綱(改訂版)」 キ 「解説・河川管理施設など構造令」
		県	ア 埼玉県土木工事实務要覧 イ 埼玉県土木工事委託業務実務要覧
	その他関係法令		
要求水準	・ 巡回や通報などにより事故などについて把握した際は、市へ速やかに連絡を行い、その指示に従うこと。応急措置については、基本的に受注者の判断とし、状況に応じて市の判断を仰ぎながら迅速な対応を行うこと。 ・ 市に連絡したうえで、一般交通に支障を及ぼさないよう、また二次災害などの発生を防ぐため、落下物の措置、路面や附属物の補修などの応急措置を、迅速に適宜、適切に実施すること。 ・ 応急措置の実施に伴い通行規制を行う際は、警察などの関係機関と連携を図り、迅速に対応すること。また関係機関への、適切な道路情報の提供・共有を行うこと。 ・ 事故による破損箇所を的確に把握し、通行者の安全の確保を行うとともに、速やかに適切な措置を行なうこと。 ・ 応急措置を講ずる場合は、応急措置前後の状況を写真などにより記録すること。 ・ 放置することにより今後、何らかの危険性が生じるおそれがあるか。また、それにより想定される場合の緊急対応が必要かという視点で対応を行うこと。 ・ 事故対応などにより補修などの措置を行った箇所については、対応履歴を記録しておくこと。		
	個別具体的な対応水準		
	・ 事故により道路構造物が破損していないか確認すること。 ・ 警察から道路の構造などに関する立会い要望があった場合は、市とともに対応すること。 ・ 道路の構造などにより事故が再発するおそれがある場合は、市と協議し指示に従うこと。		

道路管理区分	災害対応業務		
管理概要	災害が発生または、発生するおそれがある場合は、市道（道路施設など）について一時的な減災対策などを行う。 ※修繕や追加で人件費等の費用が発生する作業については、市と協議のうえ、別途単価契約を結ぶ等して対応。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ア 道路法 イ 道路運送法 ウ 道路交通法 エ 河川法 カ 消防法 ソ 労働安全衛生法
		県	ア 埼玉県が管理する県道の構造などの基準を定める条例・施行規則 イ 埼玉県福祉のまちづくり条例・施行規則
	要領・基準など	全国	ツ 「橋梁定期点検要領」 テ 「道路橋定期点検要領」
		市	ア 狭山市地域防災計画 その他関係法令
要求水準	- 市道（道路施設など）について、天気予報などの情報収集に努め台風の接近や大雨などが予想される場合は、過去に道路冠水などが発生した場所を中心にあらかじめ巡視点検を行うほか、排水構造物の清掃を行い被害の軽減を図ること。なお、巡視点検の際、舗装などの不具合が確認された場合は、市及び関係機関へ通報し、その指示に従うこと。 - 巡回、緊急巡回などにより、市道（道路施設など）以外の不具合を確認した場合は、市及び関係機関などへ通報するとともに、一般交通に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがある場合には安全対策などの応急措置を行うこと。 - 市道（道路施設など）について、民有地の構造物などの影響により一般の交通に支障をきたすおそれがある場合には、市と連絡を取り、その指示に従って所有者及び管理者へ連絡し、支障物件の措置を依頼すること。所有者及び管理者が直ちに対応できない場合において、道路交通に支障をきたす恐れがあるときには、市の指示に従い、必要な範囲で対応すること。なお、対応後も市と調整し、所有者及び管理者に対応した旨の連絡をするよう努めること。 - 市道（道路施設など）について、台風や大雨などの後は、速やかに巡視点検を行い、不具合箇所について適宜対応可能な措置を行うこと。 - 災害対応については、災害などに関する情報収集に努め、関係機関と情報を共有・連携し迅速に対応すること。 - 台風の接近及び通過時においては、緊急巡回により不具合の状況を確認すること。なお、緊急巡回においては、作業員の安全を第一に行うこと。		

	- 緊急巡回により確認した不具合については、場所、確認（発生）時刻、内容などについて、速やかに市へ報告すること。また、データを蓄積し災害対応業務に資すること。 - 災害発生後、市の指示があった場合は、市で管理している橋りょうの点検を行い、支障が見つかった場合は対応すること。 - 臨機応変な対応が求められるため、市との連携を密にする必要がある。については、災害対応時の組織体制を明確にし、事前に市と共有したうえでこれを遵守すること。 - 災害対応により応急的に補修などの措置を行った箇所については、対応履歴を記録しておくこと。
	個別具体的な対応水準
	- ゲリラ豪雨（１時間５０mm程度を基準）が発生した場合は、緊急巡回を行い道路及び水路の不具合解消の措置を行うこと。 - 震度５弱以上の地震など不測の事態が発生した場合には、市と連絡を取り、その指示に従うこと。 - 冠水が発生する箇所の多くは、側溝の表面に枯れ葉などが堆積したことが原因となって起こる。よく冠水する箇所については、大雨等により冠水の恐れがある場合には、事前・事後の確認を行い、機能維持のための措置を行うこと。 - 災害が予期され、市から要請のあった場合は必要な数の人員を待機させること。なお、待機させた人員については、市と協議のうえ、別途単価契約を結ぶ等して対応する。

道路管理区分	資材購入・保管・管理業務		
管理概要	市道（道路施設など）及び水路を適正に維持管理するために、資機材などについて調達及び保管・管理などを行う。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ソ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) その他関係法令
要求水準	- 市道（道路施設など）の維持管理が迅速・的確に行えるように、適正に資機材の調達及び保管・管理を行うこと。 - 資機材については、災害時などに備え、調達先を多重化するなどの工夫を行い不足が発生しないよう努めること。 - 機材について、始業前点検のほか日頃から定期点検・随時点検を行い不具合による労働災害などの防止に努めること。 - 資機材などの調達・保管状況を記録する資材管理台帳を作成すること。 - 資機材など保管場所の管理を行うこと。		
	個別具体的な対応水準		
	- 土のうについては、道路管理者から各地区センター（入間川地区センターを除く）に配布し、これを市民に受渡している。ついで、土のうは資材置場に最低 4,000 袋常備し、各地区センターに不足が出た際には即座に補充すること。 - 受渡した土のうの回収及び処分は市では行っていないため、自身で処分をお願いすること。 - 市の資材置き場を必要とする場合は、市と協議のうえが無償で貸与する。		

道路管理区分	車両・重機運用・管理業務		
管理概要	市道（道路施設など）及び水路を適正に維持管理するため、必要な車両・重機について運用及び運行・保管管理を行う。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	市	エ 狭山市財産規則
	要領・基準など	全国	ソ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) ネ 「建設機械施工安全マニュアル」 その他関係法令
要求水準	- 市道（道路施設など）及び水路の維持管理が迅速・安全に行えるように、運行、保管、点検及び整備を行うこと。 - 車両・重機の運行記録を作成すること。 - 車両・重機の保管記録を作成すること。 - 定期的に技術講習や安全講習を実施すること。 - 車両・重機の運用にあたっては、「建設機械施工安全マニュアル」などに則り、適切な運用を行うこと。		
	個別具体的な対応水準		
	- 事故が発生した場合や車両・重機が損傷した場合は、直ちに市へ連絡をすること。 - パトロールなどに使用する車両については、臨機応変に対応をするため、簡易補修が可能な資材や安全施設（コーン）などを常備しておくこと。		

道路管理区分	要望・苦情受付業務		
管理概要	市民などからの道路施設などに関する要望などについて、受付及び現地確認を行う。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ソ 労働安全衛生法 コ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 その他関係法令
法・要綱以外の要求水準内容	- 受付業務は、８時３０分から１７時１５分までを基本とするが、土曜日、日曜日、祝日及び夜間においても、通報や要望等を受け付けることができ、緊急時に緊急巡回できる体制を整えること。 - 市道（道路施設など）及び水路に関する要望などの受け付けについては、的確に内容を確認すること。 - 市民などから不具合に関する通報があった場合、通報者、通報者の連絡先、発生場所、状況などを的確に確認すること。 - いただいた要望などについては、必要に応じ現場立ち合いなどの現地確認を行い適切に対応すること。 - 通報や要望等を受け付けた内容を一覧にまとめ、日報として報告すること。 - 本業務対象外の要望などに対しては、関係機関へ案内するなど丁寧に対応すること。 - 受付業務により得られた、市道（道路施設など）、水路及び調整池などの維持管理に関する情報については、適宜市と共有すること。 - 情報共有及び業務の効率化のため、市が導入を予定している公開型 GIS を活用した受付業務を行うこと。 - 主な受付業務内容 ① 電話及びインターネットを活用した受付業務を行う。 ② 受付業務により得られた、市道（道路施設など）、水路及び調整池などの維持管理に関する情報を市と共有する。 ③ 要望などの内容が、「包括管理業務の対象外で、かつ市が対応すべき内容である場合」は、市へ即時引継ぎを行う。 ④ 要望などの内容が、「包括管理業務の対象外で、かつ市が対応すべきでない内容である場合」は、対応すべき機関（国、県、警察、民間、その他）を案内（電話番号や機関名など）する。なお、判断に迷う内容の場合は、市に相談・確認し案内などを行う。 ⑤ 受付業務は、要望などの対応の可否に関わらず、利用者の理解を得られるよう誠実かつ丁寧に対応を行わなくてはならない。 - 受付確認事項 ① インターネットによる受け付けを行う場合は、専用ホームを用い、要望者などの氏名・住所・連絡先、内容・場所・発生時間など、対応に必要な事項を確認する。		

	• 受付業務の報告 ① 受付簿を作成し、翌営業日までに市へ報告する。 • 現地確認など ① 現地の状況を迅速に把握する。 ② 本業務の対象の有無を含め、現地で状況の確認を行う。 ③ 一般交通に支障のおそれがあるものは、直ちに現場確認を行う。 ④ 不具合が補修などにより容易に解消できない場合は、応急措置を行うとともに市へ連絡する。 ⑤ 市から指示があった場合は従うこと。 • 要望などの措置 ① 速やかに作業を実施するため、必要に応じ市及び関係機関などと協議と調整を行う。 • 市民などからの要望などのあった際には、連絡者の様子を伺い、必要に応じて迅速な立会いを行うなど、要望内容以外の要素も考慮した臨機応変な対応を行うこと。 • 現地の住所・地番が不明な市民などの通報などに対応できるよう、目印となる建物・道路などは把握した上で業務を行うこと。
	個別具体的な対応水準 • 国・県道の苦情などがあった際には、各管理者への情報提供を行うほか、緊急性の高い場合には安全対策等の対応を行うこと。 • 管理区分について、必要に応じて市と調整し、土地の登記に関する全部事項証明書を取得するなどして、私道の確認などを行うこと。 • 実施中の現場の工事箇所や占用工事の箇所について、市と調整し、情報の共有を図ること。 • 不具合により、危険があるまたは危険の発生のおそれがある場合は、直ちに応急措置・安全の確保と注意喚起を行うとともに、市へ報告すること。 • システムなどの閲覧については、市と調整し行うこと。

道路管理区分	修繕業務 【単価契約】		
管理概要	市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合箇所について、修繕を行う。ただし、1件当たりの修繕に係る見積額30万円以上130万円未満とする。		
管理に関する参考法・要綱など	関係法令	国	ア 道路法 イ 道路運送法 ウ 道路交通法 エ 河川法 オ 建築基準法 ケ 高齢者、障害者などの移動円滑化の促進に関する法律 コ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ス 騒音規制法 セ 振動規制法 ソ 労働安全衛生法 タ 建設事業に係る資材の再資源化などに関する法律 ツ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
		県	ア 埼玉県が管理する県道の構造などの基準を定める条例・施行規則 イ 埼玉県福祉のまちづくり条例・施行規則
	要領・基準など	全国	ア 「道路構造令の解説と運用」 ウ 「道路橋示方書・同解説Ⅰ～Ⅴ」 エ 「コンクリート道路橋設計便覧」 オ 「コンクリート道路橋施工便覧」 ツ 「橋梁定期点検要領（案）」 ケ 「舗装設計施工指針」 コ 「舗装性能評価法」 サ 「舗装調査・試験法便覧」 ス 「土木構造物設計ガイドライン」 セ 「土木構造物設計マニュアル（案）土木構造物・橋梁編」 ソ 「建設省制定土木構造物標準設計」 タ 「道路橋補修便覧」 チ 「道路橋補修・補強事例集」 ト 「道路橋伸縮装置便覧」 ナ 「防護柵の設置基準・同解説」
		県	ア 埼玉県土木工事实務要覧 イ 埼玉県土木工事委託業務実務要覧 その他関係法令
要求水準	巡回や要望などにより、発見、確認した市道（道路施設など）及び水路の不具合箇所を適確に把握し、市に、不具合の要因や対象の範囲、修繕方法等についての報告書と見積書を市へ提出し、実施の可否の判断を受けること。		

	- 市は、報告書を基に受注者と現場立ち合いや協議を行い、実施の可否の判断を行うものとする。 - 市から指示があった場合、当該業務の範囲内において市道（道路施設など）の後退部の舗装を行うこと。 - 後退舗装を行う際は、排水不良が発生しないように現場状況を考慮した施工を行い、道路冠水の発生を防ぐ必要があることに留意すること。 - 市道（道路施設など）、水路及び調整池などについて、構造を保全し円滑な交通の確保及び維持するため、修繕に万全を期すること。 - 市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合が著しく修繕の範囲を超える措置が必要な場合には、市へ連絡し指示に従うこと。 - 修繕の実施については、あらかじめ住民や関係機関へ周知し、理解・協力を得るとともにトラブルの防止に努めること。 - 修繕は、近隣住民や利用者などの安全に十分配慮し適切に行うこと。 - 国・県・市・個人など、管理区分を確認した上で対応すること。修繕範囲が民有地側に越境していないかについては、市と調整の上、確認すること。 - 修繕作業を行った箇所については、道路網図や水路網図などに落とし込み、履歴を記録していくこと。
	個別具体的な対応水準 - カーブミラーや路面標示については、交通防犯課が管理者であるため基本的に修繕は行わないこと。 - 対象箇所が、道路修繕計画に位置づけのある管理路線に該当するか確認すること。 - 不具合について原因者が明らかな場合は、原因者負担とし、市と調整のうえ、原状回復させること。 - 砂利道については、道路の幅員・通行量などを考慮し、舗装していない場合がほとんどである。舗装の要望があった際には市と協議すること。 - 舗装の打ち換えを行う際には、ガスや水道の占用工事など、関連工事の施工予定について市に確認し、経費の無駄が発生しないよう留意すること。 - 排水改善のうち、側溝・雨水管の新設には膨大な費用が掛かるため行わない。排水改善要望については雨水枡や横断側溝を入れることで対応する必要があるが、地下水位が高いなど、現場の状況次第では効果が薄い場合があるため、市と協議のうえ慎重に検討すること。 - 水路の修繕工事を実施するには、渇水期での限定施工が基本となる。 - 水路については、いずれの箇所についても搬入路・施工ヤードが少ない状況となっているので、必要に応じて市と調整の上、対応すること。